

# くらしの安心情報

情報ファイルNO.121

平成24年8月10日

自宅に突然、見知らぬ女性が訪問し、「息子さんに結婚相手を紹介したい」と言われ、紹介料等として50万円支払いました。その後、息子が希望していない人との見合いを無理やり勧められました。クーリング・オフできるでしょうか。

## 相談内容

【相談者 70代 女性】

自宅に突然見知らぬ女性が訪問し、「息子さんに結婚相手を紹介したい、紹介料等として50万円支払ってもらえば、成婚まで責任を持つ」等と言われたので、後日50万円支払いました。契約書は受取っていません。その後、息子が希望していない人との見合いを無理やり勧められました。クーリング・オフできるでしょうか。

## 対処方法

この事例は、個人が業として行う結婚相手紹介サービスに関するものです。このサービス\*1は法律で「特定継続役務提供」に該当し、クーリング・オフ\*2できます。また、サービス期間中であればいつでも中途解約できます。

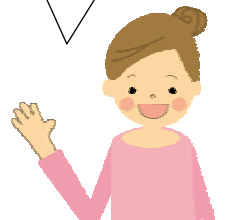
- ・契約書面を受け取っていなかったため、相談者には、文書で解約通知を出し、返金を求めるよう助言しました。
- ・結婚相手紹介サービスでは、その具体的な内容(サービス提供回数・期間・料金設定、中途解約など)を必ず書面で確認しましょう。
- ・万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

(\*1 契約金額が5万円を超え、かつ2ヶ月を超える契約の場合)

(\*2 契約書面を受け取った日から8日間無条件で解約できる制度。契約書面を受け取っていない場合は、契約書面が交付され8日間が経過するまで、クーリング・オフできます。)



良縁紹介します



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890